

飛驒法人会だより

No.192
2013

平成25年1月1日 第192号

発行所 高山市花里町3 (社)飛驒法人会 発行人 岡田賛三/編集人 鍋島道雄

ホームページ <http://www.hida-hojinkai.jp> TEL 0577-34-2201
メールアドレス info@hida-hojinkai.jp FAX 0577-33-1093

新春

目次



■ 岡田会長 新年挨拶	2
■ 名古屋国税局 課税第二部長 挨拶	3
■ 署長さん訪問記 新春よもやま話	4~ 7
■ 税務署からのお知らせ	8~11
● 税務手続について ~国税通則法等の改正~	
■ 年男・年女(巳)今年の抱負	12~13
■ 休憩室.....旅して綺麗 泊まって美人	14~15
■ 事業所訪問.....有限会社 飛驒螺子製作所	16~17
■ とんなんしいぺい(支部短編ニュース)	18~19
■ 青年部会だより	20
■ 女性部会だより	21
■ 読者の窓	22
■ 事務局だより	23
■ 編集後記	24



— 福寿草自生地(高山市丹生川町内) — 撮影：小野木 三郎



新年のご挨拶

(社)飛驒法人会 会長

岡田 贇三

新年明けましておめでとうございます。

会員の皆様にはご家族お揃いで健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

旧年中は法人会活動に対しまして、各支部をはじめ青年部会、女性部会並びに各委員会活動を中心に各々積極的に取り組んでいただき心から感謝申し上げます。

何卒本年もより一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

昨年は、東日本大震災復興という最優先課題への取組みや、欧州経済への不安が依然として解消されないことに加え、中国との軋轢に端を発しての経済の減速、また、アメリカをはじめ周辺国における指導者選び、そして、我が国の師走総選挙などの政治問題等々、以前にも増して緊張感の持続を余儀なくされた1年間でした。

一方、ロンドンオリンピックや、ぎふ清流国体における選手の大活躍、更には、京都大学教授山中伸弥氏のノーベル賞(医学生理学賞)受賞など大変明るい出来事もありました。

このような状況から、平成25年という新しい年を迎えましたが、引き続き「がんばれ日本」の合言葉の下、明るさを見出すことができる年でありたいと願っております。

しかし、私共の法人会においても会員の減少などをはじめ、取り巻く環境にも厳しい影響が顕著に現れてきております。

また、平成20年12月から進められております公益法人改革も本年11月末が一区切りになります。

飛驒法人会は、制度の趣旨に沿うとともに、全国法人会の趨勢をはじめ諸般の情勢に鑑みて、「公益社団法人」への移行を選択し、一層の公益性・透明性を推進し、広く税情報を発信する等、税の啓発活動をはじめ地域社会への貢献活動など積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

従いまして、飛驒法人会にとりまして平成25年は、特別な年であります。

とは言いまして飛驒法人会は、会員の皆様にとって従来となら変わるものではありません。

法人会は元々、公益法人ですから、今まで取り組んでいる事業活動を継続して行きます。

皆様には法人会の基本的指針「法人会はよき経営者をめざすものの団体として、会員の積極的な自己啓発を支援し、納税意識の向上と企業経営および社会の健全な発展に貢献します」に則った会活動への取組みとして、税を考える週間における税金展や税金クイズなどの行事への参加、租税教室の講師担当、税務研修会や講演会への出席更には地域行事への参加など、ご支援をいただいておりますし、税務申告・納税に関し、最重要課題として取組み中の、消費税期限内納付の推進とe-Taxの導入拡大、ダイレクト納付の推進に対しましてもご理解とご協力をいただいております。

このような皆様方のご努力に対しまして、税務当局からも順調に推移している旨の評価をいただいておりますので、改めて、皆様のご理解とご支援に対しまして衷心より感謝申し上げます。そして、引き続き積極的に取り組んでいただきますようお願い申し上げます。

終わりに、会員の皆様のご健勝と会員各社のご発展を心から祈念申し上げまして新年のご挨拶とさせていただきます。



年頭のごあいさつ

名古屋国税局 課税第二部長

野々村 元次

平成25年の年頭に当たり、謹んで新年のごあいさつを申し上げます。

飛驒法人会会員の皆様には、日頃から税務行政につきまして格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、昨年のが我が国の経済情勢を振り返りますと、前半には東日本大震災の復興需要の顕在化などを背景とした企業の業況感に改善がみられたものの、後半には中国を中心とした海外経済の減速等の影響により、実質経済成長率が3四半期ぶりに減少に転ずるなど企業マインド悪化の兆しも見受けられました。

今後、海外経済の状況が改善するにつれ、景気回復へ向かうことが期待されますが、対外経済環境を巡る不確実性は高く、先行きは、依然、不透明な状況にあると言われていています。

一方、経済以外の面に目を向けますと、三重県出身で国民栄誉賞を受賞されたレスリングの吉田沙保里選手を始めとした日本人選手のロンドンオリンピックにおける活躍や、未来に大きな希望を与えるiPS細胞を研究されている京都大学の山中教授がノーベル医学生理学賞を受賞されるなど、私たちに大きな活力を与えてくれた明るい出来事もありました。

このような中で迎える新しい年が、会員企業の皆様にとって希望の多い充実した年となりますことを祈念いたしますとともに、貴法人会が引き続き魅力ある事業活動を展開されますことを御期待申し上げます。

ところで、私どもに課せられた使命は、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」ことであり、国民の皆様からの理解と信頼を得ることが重要であると考えております。

このため、第一に、納税者の皆様は「簡単・便利・スムーズ」に行っていただけるよう、サービスの充実に努めています。中でも「e-Tax（国税電子申告・納税システム）」は、納税者の皆様にとって申告・納税の利便性の向上に寄与するものであるとともに、私どもにとって業務コストの効率化に資するものであることから、更なるe-Taxの普及及び定着に積極的に取り組んでいるところです。

貴法人会の会員の皆様におかれましては、御自身の利用はもとより、e-Taxの普及定着に向けた会を挙げての取組に、積極的に参画いただき厚く御礼を申し上げます。

第二に、納税者の権利利益の保護を図りつつ、悪質な納税者に厳正な態度で臨むなど、適正な調査・徴収に努めています。

なお、本年1月からは、調査手続の透明性と納税者の予見可能性を高めるなどの観点から、国税通則法に定められた税務調査手続に基づき調査を実施するとともに、全ての不利益処分及び申請に対する拒否処分について理由附記を行うこととなりました。私どもは、この法改正の趣旨・内容をきちんと踏まえ、適正かつ円滑な執行に取り組んでいく所存でございます。

誠実な納税者の団体である法人会の皆様方には、税務行政のよき理解者として引き続きお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

最後になりますが、飛驒法人会の更なる御発展と、会員の皆様の御健勝並びに事業のますますの御繁栄を祈念いたしまして、年頭のごあいさつといたします。

署長さん
訪問記

新春よもやま話



高山税務署長
藤原茂由氏

ききて	広報委員長	鍋島道雄
	広報委員	住宏夫
	女性部会広報委員	北村教子
	青年部会副会長	杉山和宏
	事務局	中谷朋子

—— 明けましておめでとうございます。
本日は「新春よもやま話」と題しまして、署長さんにいろいろお話をお聞きしたいと思います。
よろしくお願いいたします。

署長 明けましておめでとうございます。
昨年7月に高山税務署に赴任して半年になりますが、旧年中は法人会のみなさまには大変お世話になり、ありがとうございました。
今年も引き続きよろしくお願いいたします。

—— まずは署長さんのご出身を教えてください。

署長 私は薄墨桜で有名な旧本巣郡根尾村（現在の本巣市）の出身です。
根尾には現在も両親が住んでおりますが、私自身は高校生から岐阜市で、また大学時代は大阪で下宿生活をしておりました。
現在の自宅は瑞穂市にあり、新婚24年目の妻と離れて単身赴任中です(笑)。

—— 高山税務署に赴任されて、管内の印象はいかがですか。

署長 そうですね。まずは、飛騨には古くからの歴史と文化があり、それが今もよく残っているということですね。

たとえば、先般、管内の酒造業者の方から、古い蔵の中に保管されていた江戸から昭和初期にかけての様々な租税史料を国税庁の租税史料室に提供していただき、これに対して国税庁長官から感謝状をお贈りしたということがありました。

これからも、飛騨の歴史と文化に少しでも多く接して、もっともっこの飛騨地方についての理解を深めたいと思っております。

それからもう一つは、何とんでも北アルプスを中心とした自然がとにかく素晴らしいということですね。

また、風土に関して言えば、飛騨はやはり雪が多く寒いところという印象があります。11月下旬には、飛騨国分寺の大銀杏の葉が土日で

一度に落ちたのを目の当たりにしましたが、そういう年は大雪になると聞きまして、少し心配しているところです。

—— 今年は、雪が比較的少なかった昨年とは少し様子が違うかもしれませんね。でも、昔より雪は随分少なくなりましたよ。

昭和56年のいわゆる「五六豪雪」のときには、母屋の屋根と地面に積もった雪がつながってしまふほど降って、玄関を開けることができず二階から出入りしたほどです。道幅が狭い上三之町などはもう雪がいっぱいでは通れませんでした。クリスマスに降ったので、子どもたちと、これが本当のホワイトクリスマスだね、なんてのんきなことを言っていたのですが、クリスマスどころか正月もずっと降り続いたので、雪かきだけで正月が終わってしまった覚えがあります(笑)。

署長 それはすごいですね。私の地元の根尾でも雪はよく降りますが、それでも1メートルくらいです。1メートルでも雪かきや屋根の雪降ろしは大変です。

—— そうですね。若い人が少なくなってきていますから、なおさら雪かきなどは大変です。

ところで、飛驒のお酒はどうですか。

署長 私は元々あまり飲めないのですが、地産地消を常に心がけていますので、宴席では必ず飛驒の地酒で乾杯するようにしています。

また、くだものや牛乳なども、地産地消の観点から、飛驒産のものを買うようにしています。

—— 高山税務署管内の酒造業者は多いほうですか。

署長 そうですね。管内では、現在12の酒造業者が営業しておられま

すが、このほかにも、お祭りの際、神社で作られるどぶろくなどもありますので、それらも含めるとお酒の製造場の数は名古屋国税局管内でも多いほうです。

また、古い町並みの中に数件の酒蔵がありますが、このような狭い地域に酒蔵が集中しているのは全国的にも大変珍しいそうです。

ところで、先日、白川郷のどぶろく祭りに足を運ぶ機会がありましたが、お客さんが多かったですね。

—— 中には、酒のつまみに、クーラーボックスで刺身まで持参して一杯やってらっしゃる方もいましたよ(笑)。

署長 そうですか、私は隣の人からおつまみを少しいただきました。お酒もひとつの文化ですから、そういう文化が地元根付いているということですね。

—— 署長さんのこれまでの職歴を教えてください。

署長 私は大学卒業後、昭和56年にこの職場に入り、今年で32年目になりますが、その間、税務署での勤務が4署で通算11年、国税局勤務が通算9年、それから国税庁で連続12年勤務しました。仕事の内容は、総務関係が13年、徴収関係が9年、管理運営関係に7年、個人課税関係にも3年携わりました。



—— 今までにされた仕事で印象に残ったものはありますか。

署長 やはり国税庁での仕事ですね。12年のうち6年間、税理士さんの関係の仕事をして、この間、平成13年に税理士法の大きな改正があったので、特に印象に残っています。

また、国税庁ですので、国会への対応業務などがあって、毎日、帰りは終電でした。自宅に帰ってからも、風呂に入ったり、新聞を見たりで、寝るのは二時三時、翌朝は七時半にはもう家を出てまた仕事に行く、という生活を送っていました。

そのうち、家には帰らず、国税庁に泊まりこんだりするようになりましたが、泊まるといっても宿泊施設はありませんので、応接のソファで横になるだけでした。冬は寒くて仕方がないので、最終的には寝袋を買ってそれで寝てましたね(笑)。

—— こちらへ来られてからの休日の過ごし方や、ご趣味などありましたら教えてください。

署長 多くの方から、管内各地の自然の中でここは行ってみるといいですよ、といろいろ教えていただいたので、天気の良い日には、五色ヶ原や天生峠、巖立、小坂の滝、宇津江48滝、位山などへハイキングに出かけました。

五色ヶ原では、署の職員と一緒に、ガイドさんに案内してもらって六時間くらい歩いたのですが、職員の中にはもう足が痛いと言っている者もいましたね。

ただ、五色ヶ原は本当に素晴らしいところで、特にコースの最後にある布引の滝は本当にきれいで、参加者全員が時間の経つのも忘れて見惚れてました。

私の趣味は山歩きですので、今お話ししたようなハイキングの他にも、乗鞍岳や西穂独標、焼岳などに足を伸ばしました。先日も、高山駅前からバスに乗って新穂高ロープウェイに乗ってきましたが、天気が良くて、素晴らしい冬山

の絶景を楽しんでまいりました。

特に予定が入っていないときは、先ほどもお話しましたが、まずは飛騨の歴史や文化に少しでも触れたいと思い、朝市や古い町並み、飛騨高山まちの博物館などを歩いて巡り、そのあと煥章館へ行って、高山祭に関する本や最近では「ああ野麦峠」などの本を読んだり、英語や宅建の勉強をしたりしております。

今は冬山なので無理ですが、6月頃のシーズンになったら、御岳や白山、笠ヶ岳、槍ヶ岳などにも山小屋に泊まって行けたらいいなと思っています。

—— 焼岳のふもとの中尾温泉や新穂高の周辺には、山を見ながら入れる露天風呂もありますし、秘湯といわれるような場所がいくつもあります。山に行かれたら温泉も楽しまれるといいですよ。

署長 是非そうしたいと思います。

—— 署長さんの座右の銘がございましたら教えてください。

署長 座右の銘というほどではありませんが、私は日頃から「もったいない」という言葉を信条にしております。私が幼いころ、母がいつも言っていた言葉ですが、今になって思えばとても大事なことを教えてくれたと感謝しています。

東日本大震災があってから、節電節電というようになりましたが、普段から心がけ次第で「もったいない」は実践できるんですよね。

—— そうですね。今どき、食べ物は残す、電気はつけっ放し、といったように「もったいない」がどこかへ行ってしまったような風潮がありますが、やればできるんですね。

たとえば、江戸の町は世界的に見てもごみが非常に少なかったといえます。着るものや生活用品もリサイクルして使う、という文化が根付い

ていたんですね。現代はやや便利になりすぎた感があり、もっと質素な生活を心がける必要があるかもしれませんね。

署長 同感です。相田みつをさんの色紙にあるのですが、「しあわせはいつも自分の心が決める」ということで、「足るを知る」というのは大事なことだと思います。

—— 話は変わりますが、最近の税務をめぐる状況や今後の方向性などについてお聞かせください。

署長 昨年からの一年間だけ見ても、国税通則法の改正や平成26年4月からの消費税率の改定等があり、最近の税務をめぐる状況は大きな変化の中にあります。

そんな中、私の講演では、司馬遼太郎さんの本の題名をお借りした「この国のかたち」という演題で日本の財政状況や少子高齢化、社会保障関係についてお話ししていますが、税について考えるということは、まさに「この国のかたち」を考えるということにつながります。

すべての国民(納税者)の皆さんに日本の将来について真剣に考えていただきたい。

そういう意味で、租税教育の果たす役割は非

常に大きいと思っています。これからの将来を担う若い人に、早いうちから税について考えてもらい、それとともに正義感を持ってもらうことは重要なことだと思います。

飛驒法人会におかれましても、このことをよくご理解いただき、講師として租税教室に大変熱心に取り組んでいただいております。これからも、そういった活動をいっそう広げていただきたいと思います。

—— 最後になりましたが、法人会に対するご意見やご要望がありましたらお聞かせください。

署長 法人会の皆様には、日頃より税務行政に対し深いご理解とご協力を賜っており、署長として大変心強く思っております。

また、法人会の皆様には、地域の Opiniオンリーダーとして、「この国のかたち」を考えながら、地域の活性化やボランティア活動などに引き続き大きな役割を担っていかれることを期待しております。

—— 本日はお忙しいところいろいろな話を聞かせていただきありがとうございました。



税務手続について ～ 国税通則法等の改正～

平成24年9月
国税庁・国税局・税務署

平成23年度税制改正において、税務調査手続の明確化等を内容とする国税通則法等の改正が行われました。

このパンフレットでは、今回の改正事項について、申告や税務調査の手続の流れに即して解説しています。

(注) 改正事項に関する解説は、**点線**で囲んで記載しています。

1. 国税に関する相談等

(1) 国税に関する相談

国税についてご不明な点などがあるときは、お気軽にご相談ください。ご相談に対して、迅速かつ的確な対応に努めています。

なお、国税に関する一般的なご相談は、電話相談センターで受け付けています。

また、具体的に書類や事実関係を確認する必要があるなど、電話での回答が困難なご相談内容については、電話で事前に相談日時等を予約いただいた上で、税務署での面接によるご相談を受け付けています。

(注) 電話相談センターは、所轄の税務署に電話していただき、自動音声に従って番号「1」を選択すると利用できます。また、税務署での面接の事前予約は番号「2」を選択してください。

(参考) 国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)でも、申告・納税に関する情報を提供しています。

(2) 国税に関する苦情等

納税者支援調整官は、納税者の視点に立って、納税者からの苦情等の事実関係を確認し、解決するための助言等を行っています。

(3) 税理士への依頼

税理士(税理士法人、税理士業務を行う弁護士及び弁護士法人を含みます。以下同じです。)には、税務代理及び税務書類の作成を依頼することや、税務に関して相談することができます(依頼や相談に関する費用が必要となります)。

これらの税務代理などの業務を行うことができるのは、税理士に限られています。

2. 申告・納税と記帳・帳簿書類保存

(1) 期限内の正しい申告と納税

国税(所得税、法人税、消費税等)については、法令の規定に基づき、定められた期限内に正しい内容の申告書類の提出及び納税を自発的に行っていただく必要があります。正しい申告や納税のため、手続で必要となる書類などを日頃から保存してください。

期限内に正しく申告や納税をされない場合には、法令の規定に基づき加算税(過少申告加算税、無申告加算税、不納付加算税又は重加算税をいいます。)、延滞税が課される場合がありますので注意してください。

(参考) 申告や納税については、国税電子申告・納税システム(e-Tax)により、インターネットでも手続をすることができます。

(2) 記帳と帳簿書類の保存

事業を行っている場合などには、事業に関する日々の取引を正確に記帳するとともに、帳簿や領収書などの書類を保存してください。

(注) 個人の白色申告者のうち前々年分あるいは前年分の事業所得、不動産所得又は山林所得の合計額が300万円を超える方に必要とされていた記帳と帳簿書類の保存が、これらの所得を生ずべき業務を行う全ての方(所得税の申告の必要がない方を含みます。)について、平成26年1月から同様に必要となります。

3. 申告内容に誤りがあった場合の手続

(1) 納める税金が多過ぎた場合や還付される税金が少な過ぎた場合

税額の減額や還付金額の増額を求める「更正の請求」をすることができます。

「更正の請求」は、原則として法定申告期限から5年間することができます。その際には、「更正の請求」をする理由の基礎となる事実を証明する書類を添付していただく必要があります。

なお、故意(勘違いや単純な誤りなどの過失は含まれません。)に内容虚偽の更正の請求書を提出した場合について、法律に罰則の定めがあります。

(注) 「更正の請求」をすることができる期間は、平成23年12月2日以後に法定申告期限が到来する国税について5年(改正前:1年)に延長されています。

(参考) 平成23年12月1日以前に法定申告期限が到来した国税について、「更正の請求」をすることができる期間を過ぎた場合であっても、税務署長が増額更正を行うことができる期間内であれば、税額の減額や還付金額の増額を求める「更正の申出」をすることができます(申出のとおりに更正されない場合であっても、不服申立てをすることはできません。)

(2) 納める税金が少な過ぎた場合や還付される税金が多過ぎた場合

申告内容の誤りは、修正申告により訂正することができます。

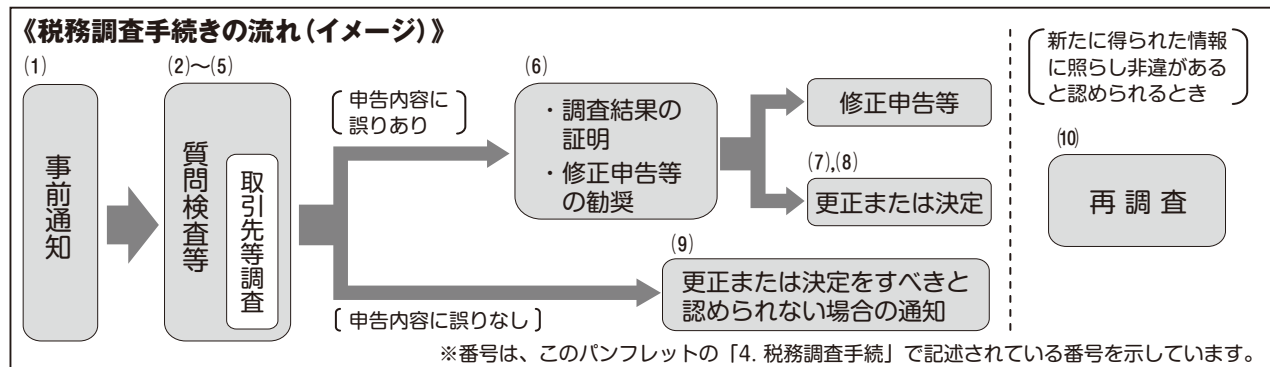
税務署の調査を受ける前に自主的に修正申告をすれば、過少申告加算税は課されません。ただし、法定納期限の翌日から納付の日までの延滞税が課される場合があります。

(注) 当初の申告が期限後申告の場合は、無申告加算税が課される場合があります。

4. 税務調査手続

従来からの運用を踏まえて、税務調査手続が国税通則法において法定化されています。

この改正は、平成25年1月1日以後に新たに納税者に対して開始する税務調査について適用されます。ただし、(4)の「帳簿書類の預かり」及び(8)の「処分理由の記載」については、税務調査の開始時期にかかわらず、平成25年1月1日以後に行う場合に適用されます。



(注) 税務調査は、申告内容が正しいかどうかを帳簿などで確認し、申告内容に誤りが認められた場合や、申告する義務がありながら申告していなかったことが判明した場合には、是正を求めるものです。

このパンフレットでは、国税局や税務署の職員が納税者の事務所や事業所等に赴き、申告内容の確認などを目的として国税通則法に基づく質問検査権を行使して行う任意調査を「税務調査」と記載しています。

(1) 事前通知

税務調査に際しては、原則として、納税者に対し調査の開始日時・開始場所・調査対象税目・調査対象期間などを事前に通知します。その際、税務代理を委任された税理士に対しても同様に通知します。

なお、合理的な理由がある場合には、調査日時の変更の協議を求めることができます。

ただし、税務署等が保有する情報から、事前通知をすることにより正確な事実の把握を困難にする、又は調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合には、事前に通知せずに税務調査を行うことがあります。

(参考1) 税理士法に定められている書面添付制度に基づく書面が申告書に添付されている場合には、納税者に税務調査の事前通知を行う前に、税務代理権限証書を提出している税理士に対して添付された書面の記載事項に関する意見陳述の機会が与えられます。

(参考2) 税務調査の際には、税務代理を委任した税理士に立会いを求めることができます。

(2) 身分証明書の提示等

税務調査のため、調査担当者が事務所や事業所等に伺う際には、身分証明書と質問検査章を携行し、これらを提示して自らの身分と氏名を明らかにします。

(3) 質問事項への回答と帳簿書類の提示又は提出

税務調査の際には、質問検査権に基づく質問に対して正確に回答してください。また、調査担当者の求めに応じ帳簿書類などを提示又は提出してください。

なお、質問事項に対し偽りの回答をした場合若しくは検査を拒否した場合、又は正当な理由がなく提示若しくは提出の要求に応じない場合、あるいは、偽りの記載をした帳簿書類の提示若しくは提出をした場合などについて、法律に罰則の定めがあります。

(注) 質問検査権行使の一環として、調査担当者が帳簿書類などの提示又は提出の要求をできることが法律上明確化されています。

(4) 帳簿書類の預かりと返還

調査担当者は、税務調査において必要がある場合には、納税者の承諾を得た上で、提出された帳簿書類などをお預かりします。その際には、預り証をお渡しします。

また、お預かりする必要がなくなった場合には、速やかに返還します。

(注) 預り証をお渡しした際には、その預り証を受領した旨のご署名と押印をいただくこととなります。また、お預かりした帳簿書類などをお返しした際には、お渡しした預り証を返却していただくとともに、帳簿書類などを受領した旨のご署名と押印をいただくこととなります。

(5) 取引先等への調査

税務調査において必要がある場合には、取引先などに対し、質問又は検査等を行うことがあります。

(6) 調査結果の説明と修正申告や期限後申告の勧奨

税務調査において、申告内容に誤りが認められた場合や、申告する義務がありながら申告していなかったことが判明した場合には、調査結果の内容(誤りの内容、金額、理由)を説明し、修正申告や期限後申告(以下「修正申告等」といいます。)を勧奨します。

また、修正申告等を勧奨する場合には、修正申告等をした場合にはその修正申告等に係る異議申立てや審査請求はできませんが更正の請求はできることを説明し、その旨を記載した書面をお渡しします。

(注) 書面をお渡しした際には、その書面を受領した旨のご署名と押印をいただくこととなります。

(7) 更正又は決定

修正申告等の勧奨に応じていただけない場合には、税務署長が更正又は決定の処分を行い、更正又は決定の通知書をお送りします。

なお、税務署長が更正又は決定の処分を行うことができるのは、原則として法定申告期限から5年間です。

(注) 平成23年12月2日以後に法定申告期限が到来する国税(所得税、相続税、消費税等)について、増額更正を行うことができる期間が5年(改正前:3年)に延長されています。

ただし、偽りや不正の行為により全部若しくは一部の税額を免れ、又は還付を受けた場合には、税務署長は法定申告期限から7年間、更正又は決定の処分を行うことができます。

(8) 処分理由の記載

税務署長等が、更正又は決定などの不利益処分や納税者からの申請を拒否する処分を行う場合には、その通知書に処分の理由を記載します。

(注) 個人の白色申告者(所得税の申告の必要がない方を含みます。)のうち、平成25年において記帳・帳簿等保存義務が課されない方(平成20年から平成24年までのいずれかの年において、記帳・帳簿等保存義務が課された方等を除きます。)に対する処分理由の記載については、平成26年1月1日から適用されます。

(9) 更正又は決定をすべきと認められない場合の通知

税務調査の結果、申告内容に誤りが認められない場合や、申告義務がないと認められる場合などには、その旨を書面により通知します。

(10) 再調査

税務調査の結果に基づき修正申告書等が提出された後又は更正若しくは決定などをした後や、上記(9)「更正又は決定をすべきと認められない場合の通知」をした後においても、税務調査の対象とした期間について、新たに得られた情報に照らし非違があると認められるときは、改めて税務調査を行うことがあります。

5. 権利救済手続

(1) 異議申立て

税務署長等が行った処分に不服があるときには、処分の通知を受けた日の翌日から2か月以内に、税務署長等に対して異議申立てをすることができます。

なお、青色申告書に係る更正処分に不服があるときなどは、異議申立てをせずに、直接、国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

(注) 異議申立てから3か月を経過しても異議決定がない場合には、国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

(2) 審査請求

税務署長等の異議決定を経た後の処分に、なお不服があるときには、異議決定の通知を受けた日の翌日から1か月以内に、国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

(注) 審査請求から3か月を経過しても判決がない場合には、裁判所に訴訟を提起することができます。

(3) 訴訟

国税不服審判所長の判決があった後の処分に、なお不服があるときには、その判決があったことを知った日の翌日から6か月以内に、裁判所に訴訟を提起することができます。

○国税庁ホームページでは、申告・納税に関する情報を提供しています。

国税庁ホームページ www.nta.go.jp

○ご質問・ご不明な点がございましたら、最寄りの税務署にお尋ねください。

国税庁

年男・年女
巳 歳

今年の抱負



「まだできる」

三宝クリーンサービス(株)
金子晶宣
(下呂支部)

まだ60歳で良かった。足腰は丈夫、頭もしっかりしている、夜も眠れる、酒も食事もうまい。そして何より仕事をさせてもらえる。ありがたい。3年前は引退のことばかり考えていた。楽したいからではない。事業継承を考えてのことだ。それも自分の息子にはではなく、他人に引き継ごうとしたが、見事？失敗。破綻寸前まで追い込まれた。やむなく会社を身軽にして再建を図った。今やTシャツは3枚千円で購入できる時代である。家庭の洗濯機で十分、プロの洗濯屋の出番は減って当たり前になった。そんな逆境状態からの再建は山なし、谷ばかり。水も流れていない涸れた谷。片方に振れ過ぎた「ふりこ」はどうとう振り切れたかな。と思われた時、思わぬ奇跡が起きた。紙面の制約もあり詳細は割愛する。今弊社のクリーニング料金は決してお安くはない。にもかかわらず少しずつお客様がcome backしてきてくださっている。本当にありがたいこと。誰かに教わった。「ずうと仕事ができる。商人冥利に尽きると」私もまだできそうだ。



還暦を迎えて

(株)マルカ
山口豊二
(金山支部)

「還暦」、すなわち暦が一巡りしたことを指しますが、小生のこれまでの人生を振り返ってみますと、数々の失敗や苦勞をしてきたことばかりが思い出されます。これからの人生は、還暦に代表されます「赤」ではなく、「黒字」の人生にせねばと、老いてゆく身体に鞭打ちながら、努力をしていく所存であります。合わせて今年こそ日本の経済もデフレから脱却し、一刻も早く景気が回復することを切に願うものであります。



新年を迎えて

(有)瀬川鉛鉄
白樫滋郎
(神岡支部)

新年明けましておめでとうございます。

「すまんけど来年年男やで原稿を書いて」と言われて、ふと気付く来年の干支と自分の年齢。ここ近年は干支なんか別にと言うぐらいにただ何と無く過ごしている自分に…こんなんでもいいんだろうかと、ついつい思ってしまう。かと言って「目標を持って日々努力しているか」と聞かれても…いや駄目だ!今年こそ何か目標を持って行動してみようと、48歳になってもまだまだ勉強と修行が大切だなと痛感しております。

昨年同様に本年も皆様方にご指導ご鞭撻を受けながら「夢がかなう年」になるように精進していかなければと思います。



新年の抱負

(株)中林工務店
中 林 徹 司
(上宝支部)

新年明けましておめでとうございます。

今年で私も48歳の年男を迎えました。「巳年は財を成す」と言われていますが…、人口減少、少子高齢化、趣味の多様化、変革のスピード等々、この不況の中、私も弊社も、本当に世の中に必要とされているのかが、問われる時代となりました。

お客様に喜んでいただき、皆様に必要とされる会社を目指し、頑張っていきたいと思えます。



年 男

(株)都竹ゴム
都 竹 康 人
(小坂支部)

新年明けましておめでとうございます。

私どもは下呂市小坂町でゴム製品の製造業をしております。

主に自動車部品が主であり自動車業界の景気が大きく影響する業種であります。現在は、海外価格との競争やハイブリット化による部品減少が課題でもあります。

さて新年を迎え今一度経営者の姿勢役割をしっかりと理解し会社の舵取りをして行かなければなりません。

何事も変化・改善には多くの労力が必要となりますが積極的に取り組んでいきたいと思っております。

本年度は昨年以上により早く情報を取り入れ行動を起こしチャレンジしていく気持ちを持って向かって参ります。

その為に社員全員が力を発揮できる環境づくりを目指していきたいと思えます。今後も顧客・地域に必要とされる会社づくりを目指します。



新年を迎えて

(有)尾賀書店
尾 賀 眞 平
(古川支部)

新年あけましておめでとうございます。

本年一つの節目である年男を迎えることとなりました。振り返ると40歳に至った時『人は40歳になったら自分の顔に責任を持たなければならない』と言う先人の名言を意識したことが頭に残っています。今果たして自分の顔に責任を持てているかと自問自答するに、惰性で日々を過ごしてきただけであり、年齢だけは重ねながらも人としては甚だ未熟であることを痛感するところです。『50歳の顔は功績である』という先人が残した言葉もあります。50歳に向け小さくとも目標を明確にし日々を一生懸命に過ごしたいと思えます。幸いなことに『良い顔してるなあ』と感じる多くの先輩が身近におりますので、ご指導を頂戴しながら精進したいと思えます。

休憩室

「旅して綺麗 泊まって美人」

美宿コーディネーター

住 百合子

たとえばある年の2月、自宅にいたのは7日間のみ。

西に東に、南に北に。ご依頼先に走って走って…気づけば担当させていただいた施設は10年間で約120軒となっていました。

私の仕事は〈美宿コーディネーター〉、全国の旅館・ホテルのインテリアコーディネート、空間演出、心地よい宿作りのコンサルティング等を行っています。

その内容は、三角スケールを持って図面を読み、椅子生地や壁面クロスを選び、建築デザインをし、FFE(家具・備品)見積りを作る。

施設に合って生き活きと見えるスタッフウェアを選び、オリジナル浴衣をデザインする。茶器を選び、料理を提案しテーブルコーディネートを行う。

このように、〈目に映るものはすべてインテリア〉と考え、女性目線で細かくコーディネートさせていただいています。

私は、高山市内で実母が経営する数軒のSHOPやカフェの仕事にも携わっています。

そしてそのSHOPディスプレイを見た方から、「うちの店も御願ひできま



現場での設営風景(縫製中)

せんか?」のご依頼をいただきデコレーターとして家具メーカーや飲食店の仕事をこなしてきました。

38歳の時、一軒の宿の全館コーディネートさせていただく機会に恵まれました。顔の左

半分の感覚が麻痺してしまうほど初めての宿のコーディネートは緊張しましたが、オーナーにも恵まれ本当に楽しい仕事でした。

嬉しい事にこの一軒が評判を呼び、全国の宿から仕事が入るようになりました。最初の県外の仕事は阿寒湖。飛行機に乗って釧路に降り立ち、迎いのロールスロイスに乗って丹頂鶴を見ながら施設に向かう。当時は〈先生〉と呼ばれても自分のこととは思わずに後ろを振り返るほど初々しかったものです。

営業担当もない、飛騨高山の個人の事務所で次々のご依頼をいただけるというのは本当に感謝すべきことです。

現在、熊本から山形県鶴岡まで進行中施設が10数件あります。

月に一度の打ち合わせとしても、ほとんど旅に出ている生活です。



対談取材誌面

アクセスの悪い高山から、地方の温泉地への移動は大変で、8、9時間かかることもしばしば。近いエリアで移動スケジュールが組めないと5日間で福井→栃木→長野→山形を回るといったハードな場合も。

そんな移動時間が長い私にとって、電車はまさしくオフィスで、レストランで、BEDといった感じでしょうか。

そして5日間の出張であれば、15食が外食です。朝・夕食は豪華な旅館料理、地方の旬な美味しいものをいただいて舌も肥えますが体もそうなりそうで食べ物にはかなり気を遣っています。

お洒落も大好きな私がもうひとつ不自由なのが<靴>、5日間分の洋服のコーディネートを考えてキャリーバッグに詰め込みますが、靴は一足で済ませなくてはなりません。

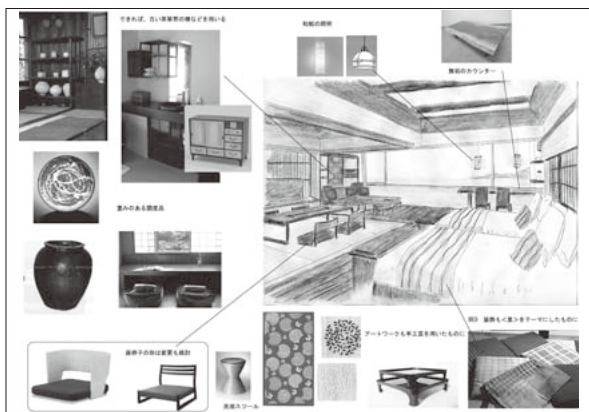
合間に高山に帰り、大量のコーディネートの宿題をこなす。SHOPやカフェの確認をしてスタッフの話聞く。母の愚痴も聞く。

自宅に着けば夫がジョークで「いらっしゃいませ」と言い、3日間家にいると「今回は長いね」と娘が驚く。(笑)

でも、この生活がけっこう好きです。

コーディネーターにとって必要な三つの能力、<感性><数字に強いこと>そして、<コミュニケーション能力>

こだわりのある方が多いとされる旅館オーナーや女将にモノ申す仕事ですから、素直に、そして一生懸命に人と接するように心がける。



パース指示書の一例



トータルプロデュースした
春慶のある暮らし展



ホテルアソシア様
ブライダルテーブルデザイン



下呂翔月様ラウンジ



箱根花紋様・客室

<衣食住>の全てがあるのが旅館です。

その上、BARにお風呂にレストラン・エステ・売店・居酒屋・ギャラリー・和洋室といろいろな施設がある。普通のコーディネーターであれば、店舗だけ、住宅専門などと仕事の幅が限られやすいのですが、これら全てをコーディネートさせていただいた実績は私の宝物。

元旅館の娘でもあり、人が好きで、旅が好きで、今日も歌を詠みながら電車で揺られています。

■一筆でなぞれば面白き線となる

東西南北仕事の旅は

■つばさに乗り隅々まで読む社内誌は

<山形 畑のちから>仕事に生かさむ

■旅終わりキッチンに立ちて真似てみる

あの味この味シェフを気取りて

住 百合子

事業所訪問

有限会社 飛驒螺子製作所

概

要

代表者：代表取締役 間所 拓也
所在地：下呂市三原172-1
会社設立：昭和45年4月(創業:昭和35年)
資本金：300万円
従業員数：38名(全て正社員)
事業内容：ボルト類及び、
自動車用部品の製造

対

談

ききて 本日はよろしくお願ひします。まずは会社の沿革をお聞かせください。

社長 私の祖父(間所豊五郎・故人)は、吉城郡河合村の出身で昭和初期に益田郡萩原町で事業を起こしました。私の父(間所一博・現会長:83歳)は次男として生まれ、昭和35年、31歳の時に下呂町森でプロパンガス事業を立ち上げました。ですから創業より53年ということになります。



下呂温泉街から金山町方面へ車で5分
国道41号線沿いにある社屋



主な販売先はトヨタ自動車を始めとした
自動車メーカーや大手電機メーカー

ききて NHKの人気番組“ファミリーヒストリー”の取材をしているような興味深い部分ですね。“間所さん”という名字は下呂では珍しいですがそのルーツは河合村にあったんですね。

社長 その後、父はプロパンガス事業だけでは需要の減る夏場がもったいないということでネジ製造を副業として始めました。私が言うのも変ですが、父は人並みはずれて探究心の旺盛な人でトコトン、製品の高品質化と製造の効率化を追求していきました。そして日本の工業化の発展も追い風となりネジ製造が事業として大きく成長したため、昭和45年に現在の地に移り有限会社飛驒螺子製作所がスタートしました。

ききて 社名にある“螺子”(ラシ)という字も読み方も意味もなかなか分からなかったのですが、“螺”は虫偏であるように巻貝のことで“渦巻き”なんですよ。だから螺子はネジのこと。そう言えば「螺旋階段」の螺の字も意味が通じますね。

さてさて、そして拓也さんが社長職を引き継がれたのはいつだったんですか？

社長 平成20年5月です。私が43歳の時で

した。業績も安定してきた時期でしたので父が親心でこの時期を選んでくれたのでしょう。ところがその年の秋に皆さんご存知のリーマンショックが巻き起こり私の会社ももろにその影響を受け売り上げが激減しました。

ききて 新社長さんにはいきなりの試練がやってきたという訳ですね。それでどうなったんですか？

社長 まさに社員全員が一致団結、それこそ歯を食いしばって頑張り抜いてくれたおかげで2年で前の状態に復活できました。ですから今でも私にとって社員の人たち全員が宝物です。

ききて 今、社長さんが取り組んでみえることは何でしょうか？

社長 ネジ製造については国際的な価格競争が激しくなっています。ですので当社はより付加価値の高い自動車関連の金属部品の構成を高めており順調に推移しています。

ききて 最後に社長さんの夢をお聞かせください。

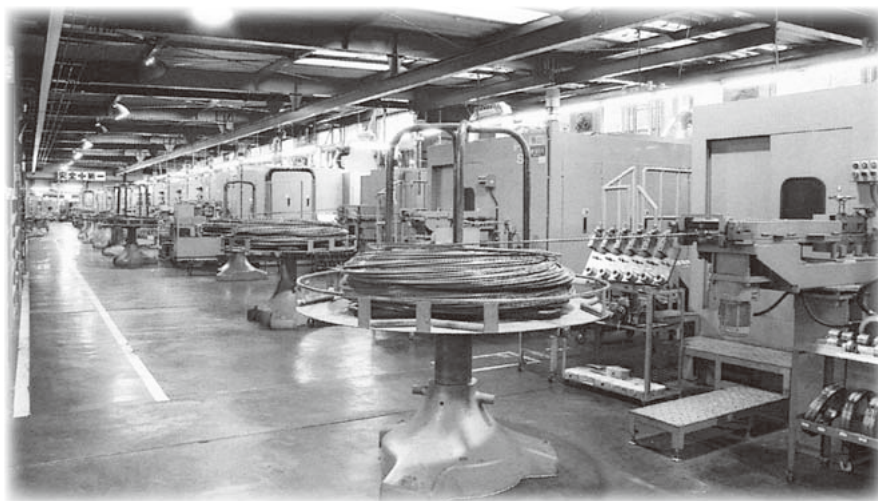


間所社長と経理担当の奥様 今年で結婚20年目
2男1女の子宝にも恵まれています

社長 変かも知れませんが“夢を探し続けられる自分であることが夢”かな。一つの目標が達成されるとすぐ次の目標が現れてくる。目標達成のためには“動く”こと。じっとして考え込むのではなく自ら動いて問題を解決していくこと。そんなことがやり続けられる自分であることが私の夢なんです。

ききて “先代の気概を引き継ぎ、次代へと繋いでいく”という社長さんの強い意志が十分に感じられました。益々のご活躍を期待します。今日はありがとうございました。

(ききて・かきて：説田)



最新鋭の製作機械がずらりと並ぶ工場内



金山支部 イコスタDEかなやまと軽トラ朝市がコラボ。さらに舞妓さんが!!

10月21日(日)晴天の空のもと、金山市民グラウンドにおいて、「イコスタDEかなやま2012」と「飛驒街道かなやま軽トラ朝市」がコラボレーションして開催され、多くの市民で賑わいました。



会場内では、フリマやバザー、ゲームコーナー、木工教室などのテントが軒を並べ、またステージではフラダンスやヒップホップダンス、各種の抽選会など盛り沢山の催し物が開催され、さらに「飛驒街道かなやま軽トラ朝市」では新鮮な野菜や地味噌、金山町観光土産物や和装小物などが販売され終日多くの人で賑わいました。

また、今年は下呂温泉「湯之花芸妓連」に所属する、舞妓の雛乃さん・菊乃さんと芸者の小太郎さんが来場され、イベントの景品を手渡すなど会場に華を添えてくれました。(奥田 記)

高山南支部 飛驒高山高根町御嶽山麓 火畑そば収穫祭大盛況!

10月27日(土) 高山市高根町小日和田にある、そまの里 まんま屋 (レストラン シンシア) にて、今年で4回目となる火畑そば収穫祭が開催されました。



当日は、紅葉の最盛期。天候にも恵まれ、多くの観光客で賑わいました。このお祭りは、当地域で収穫されるそばの実を使用し、香り高いおいしいそばを、多くの皆様に広く知っていただくためのイベントです。ざるそばを注文し、そばをすすると、鼻から抜けるそばの香りやのど越しなどから、おいしいそばを証明してくれます。また、かけそばは、寒さを心から温めてくれました。

そして、高根町で栽培されるこの地域では有名な高根コーンを使用したコーンそばも、甘みの濃いコーンと相まってとてもおいしいです。そのほかにも、そばをアレンジした新商品なども開発されており、充分火畑そばを堪能させてくれました。

また、ステージイベントや体験イベント、バザーの出店などもあり、大盛況なイベントでした。皆さんもお出かけして見ては。(青木<良> 記)

神岡支部 レールマウンテンバイクが「日本鉄道賞 特別表彰」を受賞

2007年11月に廃線となった旧神岡鉄道のレール上を自転車
を改造した専用車両で走る「レールマウンテンバイク・ガッタン
ゴー」(NPO法人神岡・町づくりネットワーク運営)が、第11回「日
本鉄道賞」の特別表彰を受賞しました。

日本鉄道賞は、国土交通省やJR、民間鉄道などで組織する「鉄
道の日 実行委員会」の主催で、鉄道に対する国民の理解と関
心を深めるとともに、鉄道の今後一層の発展を期することを目
的に創設された制度です。今回は全国から29件の応募があり、
大賞の日本鉄道賞には、JR東日本の「東京駅丸の内駅舎の創建当時の姿に復元」が選ばれました。



「レールマウンテンバイク・ガッタンゴー」のように、全線廃止
になった鉄道に係る取り組みがこの賞を受けるのは異例で「独自
性とユニークさ」「レールを残したいという鉄道への深い思い」が
評価されての受賞となりました。

「レールマウンテンバイク」は、運行以来年々利用者を伸ばし
ていますが、平成24年度の営業期間中の利用者数が2万人を
超えるなど今や神岡町の観光の柱となっており、今回の受賞を
期に今後更なる躍進が期待されます。(追分 記)

萩原支部 飛驒街道天領朝市に下呂の舞妓さんが登場!

11月9日、萩原町商工会が6月より毎週金曜日に
開催している「飛驒街道 天領朝市」に下呂温泉の舞
妓さんが来街しました。この2人の舞妓さん、今年
高校を卒業しデビューしたばかりで、下呂温泉で舞
妓がデビューするのは52年ぶりだとか…。

この2人の姿を一目見ようと集まった地域の方を
はじめ、この日は「天領朝市」年内最終日というこ
ともあり、会場は大変多くのお客様で賑わいました。

会場内十六館では2人の踊りの披露もあり、華麗
な舞にお客様は感激していたようでした。

この日「天領朝市」の視察に来街していた、石川県
野々市市商工会の皆さんも早速舞妓さんと記念撮
影!

6月から23回にわたり開催して来た「飛驒街道 天
領朝市」の年内最終回を華やかに終えることが出来
ました。(青木〈秀〉 記)



青年部会だより

高山税務署長と語る会

平成24年11月12日 於 ひだホテルプラザ



飛驒法人会青年部会連絡協議会は、税を考える週間行事の一環として、高山税務署長と語る会を開催し、会員37名が一堂に会した。

テーマ『この国のかたち』について、高山税務署長の藤原茂由氏から「少子高齢化の現状と今後の見通し」、「平成24年度一般会計における歳入・歳出並びに公債残高の状況」等等 説明を受け、改めて現下の厳しい日本の財政状況を確認した。

一方、自己紹介の中で、当地の観光、旧跡等の素晴らしさに付言され、行政機関の長として、地域への理解を深めたいとの強い思いが窺われた。

法人会全国青年の集い・宮崎大会

平成24年11月1日・2日 於 シーガイアコンベンションセンターほか



大会の様子

第26回大会は、宮崎県法人会連合会及び同県連青年部会連絡協議会の主管にて開催、国税庁課税部長をはじめ宮崎県知事など多数の来賓を迎えて全国30県連、415単位会から2,002名が参加した。

大会は、部会長サミット、記念講演に加え、租税教育活動の実例紹介などがあり法人会青年部会として、未来を担う子供たちに対する租税教育活動の推進などを通じ、夢のある社会を創造して行くことを確認した。

女性部会だより

県下法人会女性部会連絡協議会

平成24年10月18日 於 恵那峡グランドホテル

第31回連絡協議会は、名古屋国税局法人課税課長山下俊彦氏はじめ多数の来賓・会員等180名出席の下、(一社)中津川法人会女性部会の主管で開催。



第1部 協議会

『地域に生かす法人会女性部会の取組み』をテーマに、地域に根差した文化、教育、社会福祉等に対して法人会女性部会として地域社会に貢献している活動・取組みの状況を7単位会が発表。

飛驒法人会は、副部会長の南悦子氏が、租税教室・特別養護老人ホームでの奉仕作業等の活動状況を発表。

第2部 記念講演会

講師：落語家 笑福亭三喬氏
演題：上方落語にみる女性像

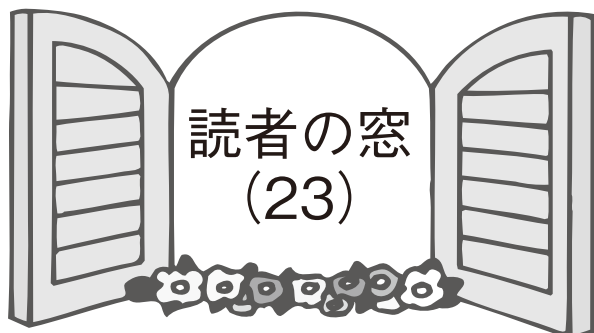
第3部 懇談会

恵那市立岩邑中学校生徒による、和楽器演奏を聴きながら懇親を深めた。



活動状況の発表

次回 (公社)岐阜南会主管、平成25年10月18日(金)岐阜グランドホテルにて開催。
事前打合せ会は、平成25年3月12日(火)同ホテルにて開催。



このコーナーは、読者の皆さんのコーナーです。税金への色々な主張・ご意見・アイディア・気の利いた写真等を広く会員のみな様より投稿していただきたく、多くの投稿をお待ちしています。

投稿は(社)飛驒法人会まで、FAX・Eメールにてお願いします。

FAX 0577-33-1093

E-mail info@hida-hojinkai.jp

税 と 車

高山市 会社役員 60代男性

「日常生活の足として、自動車は今やライフラインそのもの。しかし、自動車にかかる税は極めて重く、さらに消費税増税が決定したことで、自動車ユーザーの税負担はいつそう強まることが考えられます。」こんな言葉で始まる、カーユーザーの嘆きと不満の訴えを、皆様も度々聞かれたことと思います。

確かに、自動車を保有すると、自動車取得税、自動車重量税、自動車税が課税されます。そして、日々の運行時には、燃料のガソリンに揮発油税と地方道路税が課税されています。

ならば、電気自動車に！と言ってみてもやっぱり電気代には、電源開発促進税が含まれているそうです。このように、いろいろな税金が課税されると「二重課税ではないか」など税体系への不満なども出てきているようです。最近では、車1台が沢山の税金を負担していることを自覚し、特権階級意識が著しく芽生えている(?)ドライバーが散見されますね。例えば、横断歩道上の歩行者を震え上げながら通過、軽自動車の前に無理矢理割り込みする高級車(?)等々。

引き続き沢山の税金を納めて、国や地方公共団体の財政に多大なる貢献をいただくとともに大らかな気持ちの運転を心がけて頂きたいものです。

「社会保障と税の一体改革」を考える

高山市 会社員 60代男性

政府は「社会保障と税の一体改革」にあたり、「財政の健全化」と「社会保障の機能強化」のため消費税率の引き上げが必要であり、その法案が可決されました。

私達の生活に直接大きな影響を及ぼす、社会保障と税に対することであり、その目的は何であるのか、そしてどうして必要なのかを知る必要があると考えます。まず、その大きな目的は「財政の健全化」と「社会保障の機能強化」があげられていますが、二つのことを達成することが目的となっています。

又、この改革が何故必要であるかは、「社会保障の強化」だけを求めていくと「財政の健全化」が後回しとなる結果、社会保障制度も将来機能停止となると言われております。又一方、「財政の健全化」を求めていく改革では社会保障制度が劣ることとなり、社会の活性化が失われていることとなります。

従って、二つを同時に達成する必要があるのです。これが「社会保障と税の一体改革」なのです。私達の国の人口構造は、2020年には65才以上の人口は約3,600万人と予測され、総人口に占める割合は約29%になります。高齢化が進む中で、現在の社会保障制度を維持するだけでも、毎年約1兆円の規模で増大していくと見込まれています。

日本の債務残高が900兆円に達しようとする中で、少子高齢化社会を迎え今までの福祉制度でやってこられたのは、家族と企業と国とが制度を支えて補ってきたと考えます。今後、単身世帯や高齢世帯が増加する中で、私達でできる、家族、社会、企業とのセーフティネットを考えていく必要があると思います。

事務局だより

塩沼亮潤大阿闍梨師講演会



(社)飛驒法人会は、社会貢献事業の一環として、平成24年11月9日高山市民文化会館小ホールに於いて、仙台市秋保・慈眼寺住職大峯千日回峰行大行満大阿闍梨塩沼亮潤師の講演会を開催。

テーマ『執らわれない心 ～あせらず、あわてず、前に進む～』について、1時間30分にわたり語りかけられ、「大峯千日回峰行」、「四無行」、「八千枚大護摩供」など難行満行者の言葉に250名が熱心に耳を傾けた。

税制改正要望活動実施報告

- 1 社会保障と税の一体改革と今後のあり方
- 2 経済活性化と中小企業対策
- 3 国と地方のあり方
- 4 震災復興
- 5 その他、(健全な納税者意識を養う租税教育)

等を内容とする「平成25年度税制改正に関する提言」書により、本年度の税制改正要望活動を実施した。

実施時期 平成24年11月26日

提出先 高山市長
高山市議会議員

従事者 税制委員長 北村 勝
専務理事 岩村和清



謹賀新年

大同生命は

「法人会の経営者大型総合保障制度」を通じて、
引き続き、会員みなさまに大きな安心を
お届けしてまいります。

本年もよろしく願い申し上げます。



110th
ANNIVERSARY
お祝いとともに

DAIDO 大同生命

岐阜支社/岐阜市吉野町6-16 TEL 058-262-5141

編集 後記

■新年あけましておめでとうございます。会員の皆さまには健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。新年号は休憩室の欄で「旅して綺麗、泊って美人」にて女性目線での東奔西走の活躍が、堂々と掲載されています。元気をもらえますよ。

■高山税務署長 藤原茂由さんを広報委員2名、女性部会広報委員 北村教子さん、青年部副部会長 杉山和宏さん、専務局 中谷朋子さんの大勢で訪問し、恒例の“新春よもやま話”のお話を伺いました。「もったいない」と「地産地消」のお話が印象的でした。法人会の活動に期待していると強く言われておりました。

■昨年の漢字は「金」でした。金環日食、山中伸弥・京大教授のノーベル賞受賞、ロンドン大会での金メダルなどが理由とのことです。本年も会員はじめ多くの人々にとって良い年になりますように。

■今年も広報委員一同元気でしっかり広報活動を行なっている所存です。いろいろな叱咤、ご意見をどしどしください。ご支援のほどもよろしくお願い申し上げます。 (M.N)

法人会
消費税期限内納付
推進運動

平成25年1月 社団法人 飛驒法人会 広報委員会

鍋島道雄	新井 雅	安達康重	青木秀幸	説田三郎	青木良明
中田昭彦	下本一伸	住 宏夫	追分英輔	長瀬栄二郎	奥田龍生
南 悦子	北村教子	山下和子	松井多美子		